

学校法人青葉学園情報公開委員会規程

(設置)

第1条 学校法人青葉学園情報公開規程に定める文書の開示請求に係る開示・不開示等の審査等（以下「開示請求等」という。）を行うため、学校法人青葉学園情報公開委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、学校法人青葉学園東京医療保健大学に在職する次の者をもって構成する。

- (1) 大学経営会議室長
- (2) 各学科長
- (3) 事務局長
- (4) 企画部長
- (5) 総務人事部長

2 委員会には委員長を置くこととし、大学経営会議室長をもって充てる。

(審議事項)

第3条 委員会は開示請求等に適切に対応するため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 文書の開示・不開示に関する事。
- (2) 異議申立てに関する事。
- (3) その他開示請求等に関する事。

(意見の聴取)

第4条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 委員会の事務は、総務人事部において処理する。

附 則

この規程は、平成20年11月5日から施行する。